

確 約 書

うかい商事株式会社（以下「甲」という。）、一般社団法人鶴飼家持株会（以下「乙」という。）及び株式会社うかい（以下「丙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が丙より割当を受け取得し乙に信託譲渡する2022年3月30日割当予定の丙株式 179,400 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲及び乙は、甲が本件株式の割当を受ける日である2022年3月30日から2年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合（ただし、甲から乙への信託譲渡に係る信託契約の設定又は解除等により本件株式の所有権が甲乙間で移転する場合を除く。以下「本件株式の譲渡を行った場合」という。）には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、丙に書面により報告する。
- 2 丙は、甲及び乙が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲及び乙の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲及び乙は、丙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲及び乙は、前条第1項に規定する期間に於いて、丙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を丙に提示する。

第3条 甲及び乙は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して丙が負う義務を丙が履行するに当たり、丙が甲及び乙に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲及び乙は、丙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2022年3月30日

甲 (住 所) 東京都八王子市城山手一丁目11番1号
(名 称) うかい商事株式会社
(代表者名) 代表取締役 鶴飼 正紀



乙 (住 所) 東京都八王子市城山手一丁目11番1号
(名 称) 一般社団法人鶴飼家持株会
(代表者名) 代表理事 鶴飼 正紀



丙 (住 所) 東京都八王子市南浅川町3426番地
(名 称) 株式会社うかい
(代表者名) 代表取締役社長 紺野 俊也

